

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人光徳子供学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続については、法令、定款等に則り適切な事務処理に当たられたい。
- ・理事長兼務の園長が全ての事務を行っているので、内部牽制機能が確保できる体制を検討されたい。
- ・会計面については、専門家による支援を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>基本財産である園舎について、増築工事をして基本財産が増となっているが、定款変更の届出がなされていなかった。</p> <p>については、定款第40条に規定する手続を経て、鳥取県知事に定款変更を届け出ること。</p> <p style="text-align: center;">(定款第40条)</p>	<p>次回理事会、評議員会で承認を経て届出を行います。</p>
2	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>理事の改選を検討してまいります。</p>
3	<p>平成29年9月23日開催の理事会について、監事が2名とも欠席していた。</p> <p>については、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～第102条)</p>	<p>日程調整にゆとりを持たせて再発防止を図ります。</p>
4	<p>役員等旅費・報酬等支給規程について、附則で平成30年3月24日(理事会</p>	<p>評議員会で承認を経て是正します。</p>

	<p>で決議のあった日) から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用すると規定しているが、評議員会の決議の日から有効となるものである。また、役員の報酬については、同規程第 4 条で当分の間報酬は支給しないと規定しているが、評議員については定款第 8 条で報酬等を支給することができるとしているが、報酬の支給基準が定められていなかった。</p> <p>については、評議員の報酬等の額を定めること。</p> <p>なお、無報酬の場合には、その旨を役員等旅費・報酬等支給規程において定めること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 4 項において準用される一般法人法第 89 条、定款第 8 条、第 22 条)</p>	
5	<p>平成 29 年度の決算において、固定資産取得支出について、運営費が充当されていた。運営費は、人件費、管理費、事業費などの運営に必要な経費として支出されるものである。</p> <p>については、固定資産取得支出には使用できないので、運営費局長通知に基づいた適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(運営費局長通知 3 (1))</p>	<p>今後はこのようなことがないように改めてます。</p>
6	<p>資金収支に関する勘定科目の総勘定元帳が書類で保存されていなかった。また、経理規程に規定されているにもかかわらず、基本金台帳が整備されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳はすべての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく書類として出力し備え置くとともに、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えること。</p> <p>なお、電磁的記録により作成することも認められているので、この場合には経理規程にその旨を規定の上、電磁的記録による保存をすること。</p> <p>おって、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 11 条)</p>	<p>資金収支科目の総勘定元帳の出力と基本金台帳を整備しました。</p>